

平成30年度第3回千葉市市民参加協働推進会議 議事録

1 日時

平成30年12月19日（水）15:00～16:30

2 開催場所

千葉市役所 議会棟第3委員会室

3 出席者

- （委員） 福川会長、井上副会長、神田委員、小松委員、小柳委員、中村委員、山本俊子委員、山本佳美委員
- （事務局） 山根市民自治推進部長、佐久間市民自治推進課長、小高市民自治推進課課長補佐、須田主査、北田主任主事、下村主任主事
- （欠席） 浦本委員、粉川委員

4 議題等

（報告事項）

千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正案の考え方について

5 議事の概要

事務局から千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正案の考え方について説明するとともに、委員から意見を聴取した。

6 会議経過

○福川会長

まず、本日の議題について、事務局から資料に沿って説明願う。

○佐久間課長

（資料1、2に沿って説明）

○福川会長

本日欠席の粉川委員から意見が来ているとのことだが。

○佐久間課長

（粉川委員からの意見を説明）

○福川会長

市民参加の定義が違うというのは、具体的にどんなことか気になるところだが。

○佐久間課長

粉川委員は、参加は意見を言うだけでなく実際に事業に参加すると定義しているように見受けられる。よって、現在の協働の定義とさほど変わらないのではないか。

○福川会長

それでは、質問やご意見はいかがか。まずは、全体でご意見はあるか。

○中村委員

全体的な内容に問題はないが、9条が市の責務ではなく役割でいいのではないか。

○福川会長

一点気になったのが、第4条から8条の「努めるものとします」第9条の「努めます」と違いがあるが、これは意図しているものであろう。

それでは、前文に対してはいかがか。前回から修正意見が反映されているように感じるが、気になることも何点かある。前文は格調高いものでもあるので、検討が必要か。

○小松委員

いきなり発信ではなく共有が必要ではないか。できないことや必要なことをみんなで共有することが必要なのではないか。

○小柳委員

プロジェクトチームの中では、千葉市ホームページに書き込みができるような伝言板を作成して、情報の共有や発信をしようというような意見も出ていた。

○山本佳美委員

発信だけだと一方的であると感じる。共有も必要ではないか。

○小松委員

やはり、共有も必要であると感じる。

○福川会長

広く市民に発信・共有のような表現はいかがか。

○小松委員

よいと思う。

○福川会長

本日は時間が限られているので、今後、意見があれば事務局へメール等で送っていただいても構わない。

次に、第1条の目的はいかがか。

○山本俊子委員

ここに主語はなくてもよいのか。

○山根部長

「この条例は」が主語となり、「実現することを目的とします」となる。

○福川会長

前文だけでなく本文も。ですます調でよいのか。

○佐久間課長

可能である。

○福川会長

第2条の定義はいかがか。ここでは、市民自治と市民参加が重要になってくるが。意見がないようなので、今後あった場合は事務局まで。続いて、第3条のまちづくりの基本理念についてはいかがか。

○福川会長

「推進されなければなりません」は「推進します」でよいのではないか。

○山本俊子委員

「市民相互」という表現が若干ひっかかる。意図はわかるが釈然としない部分もある。

○小松委員

平たく言うと「市民同士」、もしくは「市と市民」か。

○山本佳美委員

「市民相互」が固いので、市民同士の方がよい。

○小松委員

基本理念は、何かあった時に戻るべく原点であり、重要である。

○山本佳美委員

「発信」という言葉が出てこないが、入れなくてよいのか。

○山根部長

そこは(4)で読み取れないか。

○山本佳美委員

もう少し踏み込んで書いた方がよいと感じた。

○神田委員

基本理念には「発信」を入れた方がよい。

○小松委員

以前から、第3条について、市民参加が進まないことの要因は、無関心が問題であり、まず関心をもつことが必要であると議論してきた。

○福川会長

皆さんももう一度考えていただき、意見や案を事務局までお送りいただきたい。

続いて、第4条「市民の役割」についてはいかがか。ここは、先ほど「努めるものとします」という表現について意見があったが。

○佐久間課長

ここは意識的に変えている部分がある。市民に対しては、押し付けにならないようにしている。

○山本俊子委員

条例の固さはあると思うが、シンプルに「努めます」でもよいのでは。

○佐久間課長

もう一度再考したい。

○神田委員

ボランティアという用語も入れたい。

○佐久間課長

ここでは「自立した活動」に含まれている。

○山本俊子委員

条例に誤解がないようにするのはわかるが、答申案からかけ離れてきている感は否めない。

○福川会長

時間に限りがあるので、第5条から第8条までは、後ほど意見をお寄せいただきたい。

続いて、第9条の「市の責務」についてはいかがか。ここは、答申案とは大きな違いはない。

全体的にだが、接続詞が多すぎる。必要なければカットしてもよいのではないか。

それでは、次回の予定は。

○佐久間課長

1月21日でお願いしたいと考えている。開始時間はあらためてご連絡する。

○福川会長

それでは次回もよろしくお願いします。

(終了)